

# 税 務 だより



## 固定資産税の口座振替

相続や贈与等によって所有者が令和3年12月末までに変更になった場合、令和4年度は現金での納付となります。新所有者で、口座振替での納付を希望される方は口座振替の申し込みが必要となります。

新所有者がすでに固定資産税を口座振替で納付している場合は、引き続き口座振替での納付となります。

また、共有名義で所有している資産の持分変更のみをおこなった場合も、新しく口座振替の申し込みが必要となりますのでご注意ください。

## 廃車手続きはお済みですか

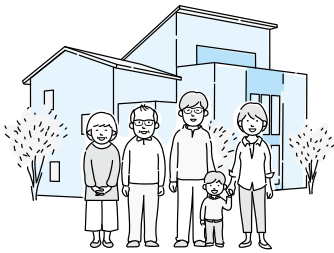
バイク、軽貨物、小型フォークリフト、耕運機、トラクター、軽自動車などの所有者は、町へ「軽自動車税種別割」を納めなければなりません。

1年分の軽自動車税種別割の課税内容は、4月1日現在の所有状況により判断します。「売り払った」「盗難にあった」「廃棄物処理業者に出した」などの理由で、軽自動車等を現に所有していない方は、廃車の手続きを必ずおこなってください。手続きをおこなわないと、引き続き所有しているものとして課税されます。

年度末は、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑します。このため名義変更や廃車の届出は3月中旬までに済ませていただきますようお願いいたします。

廃車の手続きについては、「尾張小牧ナンバー」は小牧市にある軽自動車検査協会、「大口町ナンバー」は役場税務課でおこなってください。

問合せ先 税務課 ☎95-11113



## 後期高齢者医療 一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）の医療費の窓口負担割合が変わります

10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得の方（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。変更対象となるのは、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。ご自分の窓口負担割合は、令和4年9月ごろに届く新しい被保険者証でご確認ください。

### 問合せ先

▽制度に関するご質問

厚生労働省 後期高齢者窓口負担割合コールセンター

☎0120-0002-719

※コールセンターは、3月31日（木）

まで（午前9時から午後6時 日・

祝日を除く）。

戸籍保険課 ☎95-11116

### 10月1日から

区分	窓口負担割合
現役並み所得の方	3割
一定以上所得の方	2割
低所得一般所得の方	1割

### 9月30日まで

区分	窓口負担割合
現役並み所得の方	3割
低所得一般所得の方	1割

